

別記第七十一号の三様式（第五十条の四関係）（平16法省令79・追加、平18法省令63・平23法省令43・平31法省令7・令元法省令10・一部改正）

(表)		番 号
日本国政府法務省		年月日

出 国 命 令 書

男
女

1 氏 名 _____

2 生年月日（年齢） _____ 年 _____ 月 _____ 日（ _____ 歳）

3 国 籍 _____

4 住 居 地 _____

上記の者に対し，出入国管理及び難民認定法第55条の3の規定に基づき，
下記により本邦外に出国を命じる。

(1) 出国期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(2) 出国命令の理由
出入国管理及び難民認定法第24条の3各号に該当（同法第24条 _____ 号
_____ に該当）

(3) 出国命令の条件：裏面に記載のとおり。

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

主任審査官

印

(注) 用紙の大きさは，日本産業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

出 国 命 令 の 条 件

- (1) 住居 _____
- (2) 行動範囲 _____ 及び _____ 港までの順路による通過経路
- (3) 呼出しを受けたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。
- (4) 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動その他出国の手續に必要な活動以外の活動に従事することはできません。
- (5) その他 _____

注 意

- ア 住居及び出国しようとする出入国港を変更するときは、あらかじめ主任審査官の承認を受けなければなりません。
- イ 上記の条件に違反したときは、本命令を取り消すことがあります。
- ウ 出国命令に係る出国期限を経過して本邦に残留した場合、出国命令を取り消されたにもかかわらず本邦に残留した場合又は出国命令の条件に違反して逃亡した場合には処罰を受けることがあります。
- エ この命令書は常に携帯しなければなりません。
- オ 本邦を出国する場合には、出入国港においてこの命令書を入国審査官に提出しなければなりません。

出国期限の延長

延長期限	自 年 月 日	理由	
	至 年 月 日 (日)		
年 月 日			
出入国在留管理庁 主任審査官		出入国在留管理局 印	
備考			